

青梅市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

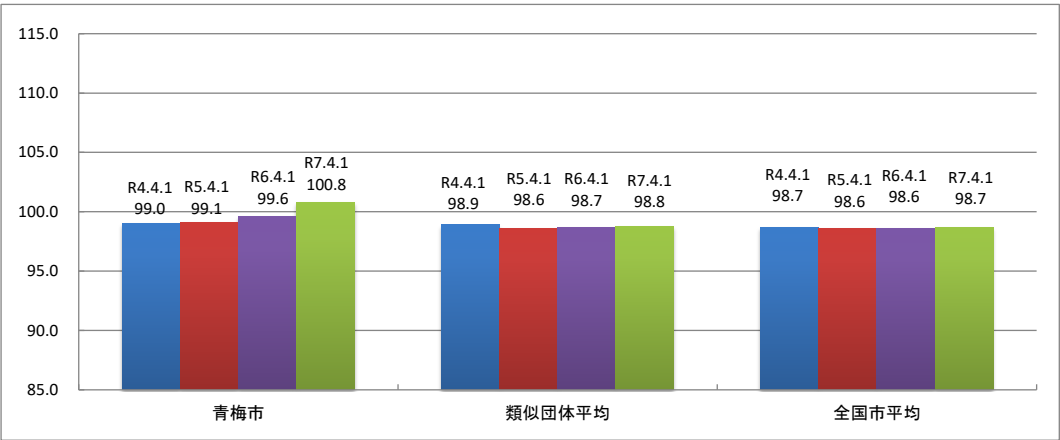
区分	住民基本台帳人口 令和7年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 129,105	千円 62,778,640	千円 1,933,983	千円 7,582,908	% 12.1	% 11.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)Ⅲ－3 平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 648	千円 2,536,033	千円 798,234	千円 1,191,990	千円 4,526,257	千円 6,985	千円 6,570

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

令和7年は、地域手当支給割合および給料表引上率の相違、採用および退職による職員構成の変動等により0.8ポイントの増となった。今後は、職員構成比の新陳代謝等により減少していく見込みである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	円 419,425	円 408,830	円 10,595 (2.59 %)	% 2.70	% 2.70	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合A	公務員の 支給月数B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
6年度	月 4.85	月 4.65	月 0.20	月 0.20	月 4.85	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

【 ☒ 実施 ・ ☐ 未実施 】

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の人事院勧告及び東京都人事委員会勧告等の内容を踏まえ見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準16%に対し、青梅市においても16%を支給。
(実施時期) 令和7年4月1日より実施。

(参考)

	各年度の支給割合			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	15%	15%	15%	16%
青梅市の支給割合	15%	15%	16%	16%

③その他の見直し内容

・扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、東京都と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
青梅市	42.3 歳	323,100 円	432,730 円	395,590 円
東京都	42.3 歳	325,837 円	470,901 円	409,944 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.1 歳	326,243 円	416,641 円	377,880 円

②一般技能職

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
青梅市	60.4 歳	279,000 円	331,246 円	325,773 円	—	—	—	—
うち 学 校 給 食 員	59.8 歳	307,000 円	362,433 円	356,100 円	飲食物調理従事者	42.7 歳	324,000 円	1.12
う ち 用 務 員	61.7 歳	244,500 円	290,670 円	283,931 円	用務員	48.8 歳	267,400 円	1.09
東京都	50.3 歳	289,995 円	391,360 円	357,218 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	53.0 歳	318,976 円	375,820 円	357,328 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
青梅市	—	—	—
うち 学 校 給 食 員	6,050,696 円	4,273,000 円	1.42
う ち 用 務 員	4,679,140 円	3,469,000 円	1.35

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

※民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）において公表されているデータを使用したものである。
（令和3年度から令和5年度までの3ヶ年平均）

※一般技能職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(賃金センサス)

賃金センサスとは、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を明らかにすることを目的に厚生労働省が実施する調査です。
一般技能職の給与については、総務省通知に基づき、総務省が提供する賃金センサスに基づく民間類似職種の賃金と比較しておりますが、賃金センサスにおいては、公務員でない産業のデータを含んでいることや日々雇用者等のデータも含んでいる等の違いがあり、単純に比較することは適切ではありませんが、民間の給与水準として参考に記載しています。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区分	青梅市	東京都	国
一般行政職	大学卒 225,500 円	225,500 円	220,000 円
	高校卒 188,000 円	188,000 円	188,000 円
一般技能職	高校卒 185,400 円	185,400 円	—
	中学卒 —	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

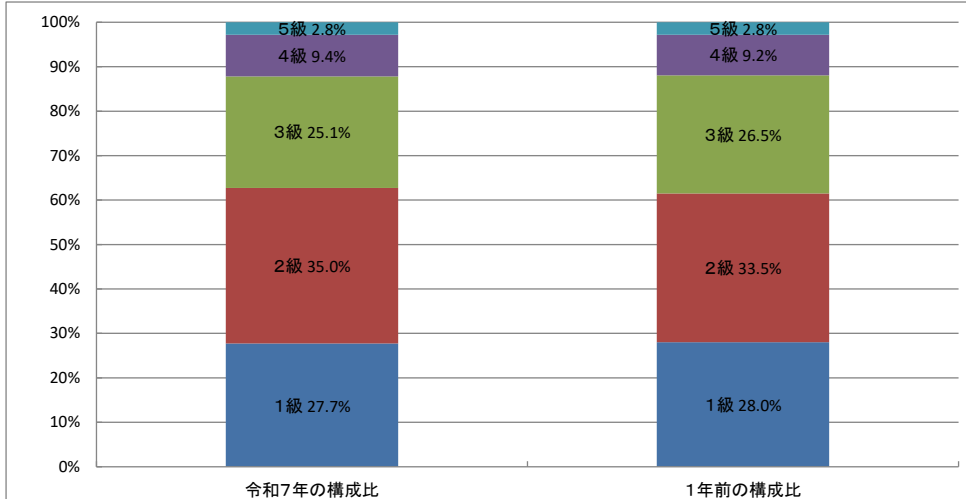
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 298,213 円	373,700 円	377,089 円
	高校卒 366,500 円	—	318,100 円
一般技能職	高校卒 —	—	—
	中学卒 —	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

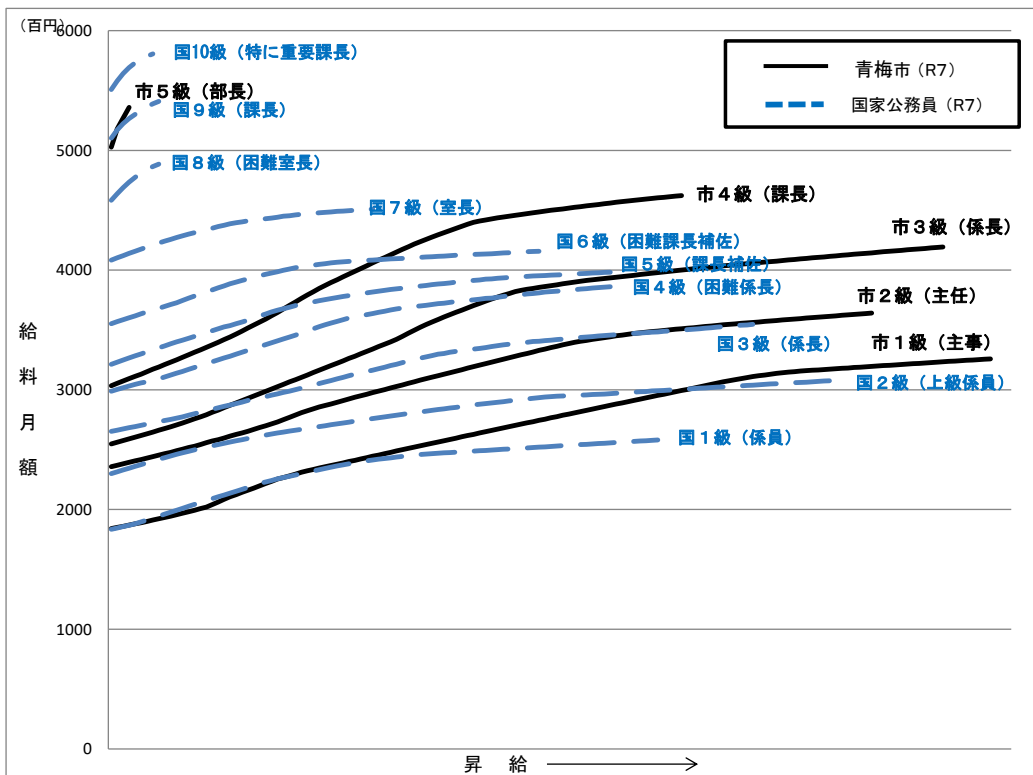
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
5級	部長	15人	2.81%
4級	課長	50人	9.36%
3級	係長	134人	25.09%
2級	主任	187人	35.02%
1級	主事	148人	27.72%

(注) 1 青梅市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（青梅市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

青梅市		東京都		国	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,735 千円		1人当たり平均支給額（6年度） 2,053 千円		—	
（6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.35 月分 （1.40）月分 （1.15）月分		（6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.35 月分 （1.40）月分 （1.15）月分		（6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.400）月分 （1.000）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階等加算3～20%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算3～20% ・管理職加算15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	

- （注） 1 （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。
2 役職により期末手当・勤勉手当の配分が異なる。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（青梅市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

青梅市				国			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	43.00 月分	43.00 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額	6,143 千円	23,685 千円					

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		431,588 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		553 千円	
支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）	
16 %	781 人	15 %	%

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（６年度決算）	1,828 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）	29,959 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（６年度）	7.8 %	
手当の種類（手当数）	7	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価
賦課、徴収事務手当	庁外において市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料ならびに下水道事業受益者負担金の賦課に従事した者	日額 150円
	庁外において市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料ならびに下水道事業受益者負担金の徴収および滞納処分に従事した者	日額 420円
防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した者	日額 300円
行旅死病人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した者	1回 3,000円
	行旅病人の救護に従事した者	日額 1,000円
へい獣処理手当	へい獣の処理に従事した者	日額 200円
じんかい処理施設 作業手当	常時じんかい処理施設に機械操作に従事した者	日額 150円
福祉現業手当	生活保護および福祉の増進にかかる著しく困難な措置、訪問および相談に従事した者	日額 150円
	重症精神患者の移送に従事した者	日額 150円
	孤立死等で発見された死亡人の取扱いに従事した者	1回 3,000円
危険業務手当	爆発物等の危険物および劇毒薬を使用する作業ならびに電気設備等の相当危険な修繕作業に従事した者	日額 150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	229,120 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	334 千円
支給実績（5年度決算）	225,078 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	329 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者3,000円 子ども11,500円 その他の親族6,000円（3,000円） ※()内は、課長職満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき4,000円を加算	異	47,863 千円	196,160 円
住居手当	管理職を除く35歳未満の世帯主等（借家・借間）15,000円	異	17,093 千円	161,255 円
通勤手当	運賃相当額	同	34,534 千円	65,036 円
管理職手当	課長80,000円 担当部長92,600円部長106,500円	異	71,146 千円	1,031,101 円

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	市 長	1,010,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 市 長	880,000 円	1,061,000 円 / 686,000 円
報酬	議 長	625,000 円	760,000 円 / 450,000 円
	副 議 長	560,000 円	670,000 円 / 400,000 円
	議 員	530,000 円	620,000 円 / 377,000 円
期末手当	市 長	(6年度支給割合)	
	副 市 長	4.85 月分	
	議 長	(6年度支給割合)	
	副 議 長	4.85 月分	
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×勤続1年につき330/100	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	給料月額×勤続1年につき277/100	13,332,000 円 任期毎
備考		9,750,400 円 任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

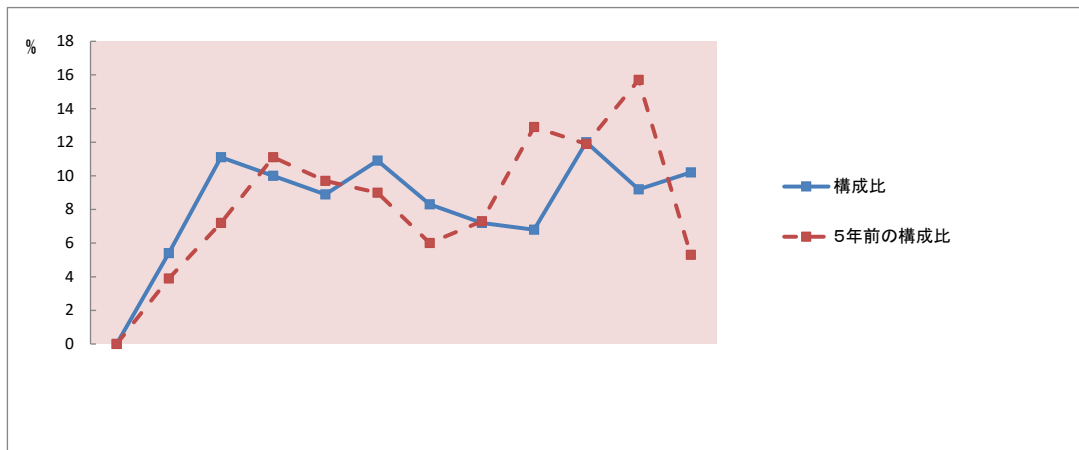
(各年4月1日現在)

区分 部門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和7年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	11	10	1	組織改正による増員
		総務・企画	204	206	△ 2	任用変更による減員
		税務	54	52	2	組織改正による増員
		民生	114	114	0	
		衛生	51	49	2	組織改正による増員等
		農林水産	10	9	1	組織改正による増員
		商工	12	12	0	
		土木	97	98	△ 1	職員入れ替え（退職・採用）による減員
		計	553	550	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数48.95人)
		教育部門	90	98	△ 8	任用変更による減員等
	小計	643	648	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.80 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数63.32人)	
会計部門	公営企業等	病院	836	801	35	診療部門における増員
		下水道	21	19	2	組織改正による増員
		その他	60	60	0	
		小計	917	880	37	
合計			1,560 [1,786]	1,528 [1,786]	32 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 120.83 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 38	人 79	人 71	人 63	人 77	人 59	人 51	人 48	人 85	人 65	人 72	人 708

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	518	523	535	542	550	553	35 (6.8 %)
教育	116	102	102	101	98	90	△ 26 (△ 22.4 %)
普通会計	634	625	637	643	648	643	9 (1.4 %)
公営企業等会計	870	892	883	884	880	917	47 (5.4 %)
総合計	1,504	1,517	1,520	1,527	1,528	1,560	56 (3.7 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 22,064,571	千円 △ 1,734,312	千円 8,060,028	% 36.5	% 40.0

	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
6年度	人 792	千円 3,077,631	千円 1,886,749	千円 1,540,108	千円 6,504,488	千円 8,213

(参考)市町村病院事業職員 一人当たり給与費
千円 7,465

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	38.9 歳	399,795 円	760,827 円
看 護 師	40.3 歳	335,562 円	563,788 円
事 務 職 員	48.1 歳	260,607 円	402,777 円
市 町 村 病 院 事 業 平 均			
医 師	43.8 歳	576,481 円	1,429,309 円
看 護 師	42.0 歳	315,921 円	517,999 円
事 務 職 員	47.1 歳	335,568 円	526,889 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢、基本給及び平均月収額は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青梅市（病院事業）		青梅市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（6年度）	1,818 千円	1,630 千円	
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.35 月分	2.50 月分	2.35 月分
(1.40) 月分	(1.15) 月分	(1.40) 月分	(1.15) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階等加算3～20%		・職務段階等加算3～20%	

- (注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。
2 役職により期末手当・勤勉手当の配分が異なる。

イ 退職手当（7年4月1日現在）

青梅市（病院事業）			青梅市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	23.00 月分	23.00 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	30.50 月分	30.50 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	43.00 月分	43.00 月分
最高限度	43.00 月分	43.00 月分	最高限度	43.00 月分	43.00 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	1,896 千円	20,156 千円	1人当たり平均支給額	6,143 千円	23,685 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（６年度決算）		489,327 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）		597 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全職員	16 %	819 人	16 %

エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		758,491 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		— %	
手当の種類（手当数）		23	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価	
防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した者	日額	300円
年末年始勤務手当	一般事務、医療事務、土木技術、建築技術、機械技術および電気技術の職務に従事する職員以外の職員で年末年始に勤務した者（宿直勤務または日直勤務従事者を除く。）	日額	従事時間（1日） 3時間30分以上7時間30分未満 4,500円 7時間30分以上 9,000円
ヘリコプター搭乗手当	ヘリコプターに搭乗し、救急業務に従事した医師	1回	10,000円
	ヘリコプターに搭乗し、救急業務に従事した救急救命士および看護師	1回	5,000円
救急車搭乗手当	救急車等に搭乗し、救急業務に従事した医師	1回	5,000円
	救急車等に搭乗し、救急業務に従事した救急救命士および看護師	1回	2,500円
危険手当	(1)放射線防護衣を着用し、放射線照射中に管理区域において放射線業務に従事した者 (2)放射線防護衣を着用し、移動型X線照射装置を用いた放射線業務に従事した者 (3)放射性同位元素の取扱いに直接従事した者 (4)放射線治療中または放射線治療直後に管理区域において治療業務に従事した者	日額	200円
医師手当	診療業務に従事する医師および歯科医師	月額	医師免許取得後 20年未満 180,000円 20年以上 200,000円 ただし、管理者が特別に加算が必要と判断した場合は上記の金額に100分の200を限度として管理者が定めた率を乗じた額
分べん手当	分べん業務に従事した産婦人科の医師	1分べん	正規の勤務時間内 10,000円 正規の勤務時間外、休日 20,000円 正規の勤務時間外、休日にハイリスクまたは緊急処置に要した場合 40,000円
	休日および診療時間外に産婦人科医師の要請にもとづき分べん業務に従事した小児科医師	1分べん	10,000円
麻酔手当	全身麻酔を行う業務に従事した医師	診療報酬点数表により算定した麻酔料の100分の5の額の範囲内で管理者が定めた額	
診療業務手当	正規の勤務時間外および休日の診療業務に直接従事した医師	従事時間が1時間以内 2,000円 1時間を超える場合30分ごとに1,000円を加算 ただし、深夜時間帯は単価に100分の150を乗じた額	
	呼出しを受けて休日等の救急業務に従事した医療技術系の職員で、管理職手当の支給を受ける者	従事時間が1時間以内 1,000円 1時間を超える場合30分ごとに500円を加算 ただし、深夜時間帯は単価に100分の150を乗じた額	
救急診療業務手当	正規の勤務時間が夜間および休日に割り振られて救急診療業務に従事した救急科医師および管理者が指定した医師	1勤務	40,000円
緊急登院手当	呼出しを受けて休日等の救急業務に従事した医師	1回	5,000円
	呼出しを受けて休日等の救急業務に従事した診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士および看護職員	1回	2,000円
夜間看護手当	助産師および看護職員で、正規の勤務時間による勤務の一部または全部が夜間において行われる看護等の業務に従事した者	1勤務	午後10時から午前5時までの間に従事した場合 6,000円 午後5時から午後10時までの間に4時間以上従事した場合（午後10時以降も引き続き勤務した場合を除く。） 2,000円 ただし、小学校就学の始期に達するまでの子を夜間保育所に預け2交替制勤務における夜間帯に従事した場合は1勤務につき13,000円を加算する。また、3交替制勤務および4交替制勤務における夜間帯に従事した場合は1勤務につき10,500円を加算する。

交替制勤務者業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が夜間において行われる業務に従事した薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師および救急救命士	1勤務 午後10時から午前5時までの間に従事した場合 4,000円
中央手術室勤務手当	診療局中央手術室において手術の介助に従事する看護職員	日額 日額1,500円以内で管理者が定めた額
自宅待機手当	休日等の救急業務に備えて自宅待機を命ぜられた医師	1回 午前8時30分から午後5時15分までの間待機した場合 6,000円 午後零時から午後5時15分までの間待機した場合 3,000円 午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間待機した場合 6,000円
	休日等の救急業務に備えて自宅待機を命ぜられた診療放射線技師および臨床工学技士	1回 午前8時30分から午後5時15分までの間待機した場合 4,000円 午後零時から午後5時15分までの間待機した場合 2,000円 午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間待機した場合 4,000円
緊急手術手当	救急外来患者および病状が急変した入院患者について、手術室（血管造影室および内視鏡室を含む。）において手術（診療時間外に手術が開始されたものに限る。）に従事した医師	術者 手術1回につき、診療報酬点数表により算定した手術料の100分の5の額 助手 手術1回につき、診療報酬点数表により算定した手術料の100分の2の額
画像診断手当	画像診断を専ら担当した医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有する者または専門医に限る。）	1件 診療報酬点数表の画像診断管理加算2に関する画像診断100円
派遣手当	東京都地域医療支援ドクター事業により派遣された医師	日額 10,000円 ただし、1月につき25日分を上限とする。
主治医手当	入院患者を担当した医師（退院時に担当していた医師に限る。）	入院患者1人につき1日200円 ただし、退院時要約を患者の退院日の翌日から起算して14日を超えて診療情報管理室に提出した場合は、入院患者1人につき1日100円 ただし、支給期間は、患者1人につき90日を上限とする。
新生児担当医手当	新生児特定集中治療室において新生児を担当した医師	新生児特定集中治療室に入院する新生児1人につき10,000円 ただし、入院初日に限り支給する。
病理診断手当	病理診断を専ら担当した医師（専ら病理診断を担当した経験を7年以上有する者または専門医に限る。）	診療報酬点数表の病理診断管理加算1または2に関する病理診断1件につき100円
特定看護分野従事手当	(1) 診療看護師の資格を有する看護師が、診療看護の業務に専ら従事したとき。	日額 4,000円以内で管理者が定めた額
	(2) 看護師が、医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野（以下「特定の看護分野」という。）にかかる業務のうち、医療安全管理者、感染管理担当その他の業務（管理者が定めるものに限る。）に専ら従事したとき。	日額 2,500円以内で管理者が定めた額
	(3) 病棟等に勤務する看護師が、特定の看護分野にかかる業務のうち、院内感染防止対策の推進その他の業務（管理者が定めるものに限る。）に従事したとき（(2)に規定する場合を除く。）。	日額 700円以内で管理者が定めた額
看護職員手当	助産師および看護職員	月額 12,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（６年度決算）	235,406 千円
職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）	344 千円
支給実績（５年度決算）	234,541 千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	289 千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（６年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （６年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （６年度決算）
扶養手当	配偶者3,000円 子ども11,500円 その他の親族6,000円（3,000円） ※()内は、課長職 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき4,000円を加算	同		54,958 千円	214,680 円
住居手当	管理職を除く35歳未満の世帯主等 （借家・借間）15,000円	同		16,220 千円	159,020 円
通勤手当	運賃相当額	同		43,350 千円	73,976 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務する職 員に対し、勤務１時間当たりの給与 額の25/100	同		79,826 千円	160,293 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間において 宿直勤務または日直勤務に従事した 職員に対し、勤務１回につき、医師 30,000円以内、看護師長以上の職に ある者16,000円以内、その他の職員 14,000円以内を支給する。 ただし、勤務時間が５時間未満の場 合は、その勤務１回につき当該手当 の２分の１の額とする。 ※小学校就学の始期に達するまでの 子を夜間保育所に預け、宿日直勤務 に従事した医療職給料表(一)または 療職給料表(三)の適用を受ける職員 については、前項に定める額に 13,000円を加算	異	宿直勤務または 日直勤務を命ぜ られた職員に は、その勤務１ 回につき13,000 円以内を宿日直 手当として支給 する。ただし、 宿直勤務または 日直勤務にかか る勤務時間が５ 時間未満の場合 は、その勤務１ 回につき２分の １の額とする。	90,701 千円	817,126 円
管理職手当	院長140,800円、副院長・診療局長・ 救命救急センター長135,100円、事務 局長・看護局長・部長・室長（医療 職）・センター長106,500円、副部 長・副室長96,900円、薬剤部長・看 護局次長・課長・主幹・室長（行政 職）80,000円、科長・看護師長 70,000円、医長67,000円	同		128,475 千円	965,977 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用 による欠員の補充が困難であると認 められる職に新たに採用された職員 に対して支給する。	—		5,040 千円	49,412 円

(1) ボートレース事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 83,565,530	千円 1,260,254	千円 153,599	% 0.2	% 0.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計B 千円	
6年度	人 16	千円 71,590	千円 19,009	千円 36,659	千円 127,258	千円 7,954

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
事務職員	52.7 歳	300,683 円	410,389 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢、基本給及び平均月収額は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青梅市（ボートレース事業）	青梅市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（6年度） 1,426 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,735 千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階等加算3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階等加算3～20%

- (注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。
2 役職により期末手当・勤勉手当の配分が異なる。

イ 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（６年度決算）		9,966 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）		664 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全職員	16 %	15 人	16 %

ウ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	2,303 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	177 千円
支給実績（5年度決算）	3,005 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	215 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	配偶者3,000円 子ども11,500円 その他の親族6,000円(3,000円) ※()内は、課長職 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき4,000円を加算	同		1,254 千円	156,750 円
住居手当	管理職を除く35歳未満の世帯主等 (借家・借間) 15,000円	同		345 千円	172,500 円
通勤手当	運賃相当額	同		2,903 千円	181,438 円
管理職手当	課長80,000円 部長106,500円	同		2,238 千円	1,119,000 円